

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

和解調書

専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
平成 29 年 12 月 26 日	江戸川区北篠崎 在住者	平成 18 年 12 月 25 日付で貸付した応急小口資金貸付金(貸付額 300,000 円)の償還について、計画どおり償還がされず 255,000 円の償還残額がある。借受人の所在が不明のため、連帯保証人あて、顧問弁護士から送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があったため、区担当者から償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額 255,000 円を分割により毎月 20,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 40,000 円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。
平成 30 年 1 月 9 日	神奈川県横浜市 在住者	平成 13 年 3 月 15 日付で貸付した応急小口資金貸付金(貸付額 300,000 円)の償還について、計画どおり償還がされず 245,000 円の償還残額がある。借受人あて、顧問弁護士から送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があったため、区担当者から償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額 245,000 円を分割により毎月 5,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 10,000 円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。
平成 30 年 1 月 9 日	神奈川県小田原 市在住者	平成 21 年 11 月 12 日付で貸付した応急小口資金貸付金(貸付額 300,000 円)の償還について、計画どおり償還がされず 150,000 円の償還残額がある。借受人が死亡しているため、連帯保証人あて、顧問弁護士から送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があったため、区担当者から償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額 150,000 円を分割により毎月 10,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 20,000 円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。
平成 30 年 1 月 9 日	荒川区荒川在住 者	平成 9 年 5 月 1 日付で貸付した婦人福祉資金貸付金(貸付額 312,000 円)の償還について、計画どおり償還がされず 108,400 円の償還残額がある。借受人あて、顧問弁護士から連絡書を送付したところ、本人が来所し、返済意思があるとの意思表示及び分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、婦人福祉資金貸付金の償還残額 108,400 円を分割により毎月 10,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 20,000 円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。